

## 第二次基本構想策定後に行われた関係法の改正内容について

### ○文化芸術基本法に基づいて策定するもの

#### <文化芸術基本法 抜粋>

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方文化芸術推進基本計画)

第七条の二 都道府県及び市町村の教育委員会は、文化芸術推進基本計画を参酌して、その地方の実情に即した文化芸術の推進に関する計画を定めるよう努めるものとする。

### ○基本理念について

#### <文化芸術基本法 抜粋>

(基本理念)

第二条 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性が十分に尊重されなければならない。

2 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の創造性が十分に尊重されるとともに、その地位の向上が図られ、その能力が十分に発揮されるよう考慮されなければならない。

3 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、国民がその年齢、障害の有無、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。

4 文化芸術に関する施策の推進にあたっては、我が国及び世界において文化芸術活動が活発に行われるような環境を醸成することを旨として文化芸術の発展が図られるよう考慮されなければならない。

5 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、多様な文化芸術の保護及び発展が図られなければならない。

6 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、地域の人々により主体的に文化芸術活動が行われるよう配慮するとともに、各地域の歴史、風土等を反映した特色ある文化芸術の発展が図られなければならない。

7 文化芸術に関する施策の推進にあたっては、我が国の文化芸術が広く世界へ発信されるよう、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進が図られなければならない。

8 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、乳幼児、児童、生徒等に対する文化芸術に関する教育の重要性に鑑み、学校等、文化芸術活動を行う団体（以下「文化芸術団体」という。）、家庭及び地域における活動の相互の連携が図られるよう配慮されなければならない。

9 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者その他広く国民の意見が反映されるよう十分配慮されなければならない。

10 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することが重要であることに鑑み、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなければならない。

## 【第二次構想策定後に改正・制定された法律等の内容】

### ○文化芸術推進基本計画の策定

平成29年(2017年)に文化芸術振興基本法が一部改正され、法律の名称が「文化芸術基本法」に改められるとともに、平成30年(2018年)3月には、同法第7条に基づいて、「文化芸術推進基本計画」が策定されました。同計画では、文化芸術の本質的価値及び社会的・経済的価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用・好循環させることで、「文化芸術立国」の実現を目指します。

この改正では、文化芸術そのものの振興に加え、観光・まちづくり・国際交流・福祉・教育・産業等文化芸術に関連する分野の施策についても新たに法律の範囲に取り込むとともに、文化芸術により生み出される様々な価値を、文化芸術の更なる継承、発展及び創造につなげていくことの重要性を明らかにしました。

### ○障害者文化芸術推進法の制定及び障害者文化芸術活動推進基本計画の策定

平成30年(2018年)6月に「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」(障害者文化芸術推進法)が制定され、平成31年(2019年)3月には、同法第7条に基づく「障害者による文化芸術

術活動の推進に関する基本的な計画」(障害者文化芸術活動推進基本計画)が策定されました。同法は、障がいのある人による文化芸術活動を通じて障がいのある人の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることを目的としています。

※第7期上田市障がい福祉計画 第3期上田市障がい児福祉計画第2章(7)

### ○文化観光推進法の制定

令和2年(2020年)に、文化振興を観光振興と地域活性化につなげ、その経済効果が文化振興に再投資される好循環を創出することを目的に「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律」(文化観光推進法)が制定されました。

拠点となる文化施設と地域の観光事業者等が相互に連携して、個々の魅力を地域全体の文化観光の魅力へと引き上げ、総合的に発信することで、観光誘客を達成するとともに、地域全体の振興につなげていくことが求められています。

### ○文化財保護法の改正

文化財保護法は平成30年(2018年)と令和3年(2021年)に一部改正があり、平成30年の改正では、過疎化や少子高齢化を背景に文化財の滅失や散逸等が進んでいることから、文化財をまちづくりに生かしつつ、地域社会総がかりでその継承に取り組んでいくための体制整備と、地域における文化財の計画的な保存・活用の促進や地方文化財保護行政の推進力強化等について定められました。

令和3年(2021年)の改正では、無形文化財及び無形の民俗文化財の国登録制度が新設されたことに加え、国だけでなく、地方公共団体も文化財の登録制度を設けることができるようになりました。

### ○博物館法の改正

令和4年(2022年)4月に博物館に求められる役割の多様化・高度化を踏まえた博物館法の一部改正(令和5年4月1日施行)があり、博物館法の目的に文化芸術基本法に基づくことが追記されたほか、博物館の事業に資料のデジタル・アーカイブ化や地域活力向上への寄与が加えられました。さらに、博物館登録制度の要件を見直し、法人類型にかかわらず登録できるよう登録の対象が拡大されました。